

○ 学位審査体制・修了要件

【学位審査体制】

学位（論文）審査等に関しては、本学の学位規程及び本研究科の学位規程施行細則の規定に従って行われる。

博士課程在学者は、中間の研究発表会、修得単位等に関する資格審査を経て、公開制による研究発表会において口頭発表（プレゼンテーション）及び研究科委員全員による口頭試問を行う。これらを踏まえ、学位申請（学位論文提出）の可否が研究科委員会で審査され、可と判定された学生に限り学位申請（学位論文提出）を行う。

ただし、学位論文の提出にあたっては、当該学位論文の基礎となる報文については、査読のある学術雑誌に印刷公表されたもの又は掲載許可の証明がある原報で、原則として第1著者である英語の報文1報以上を要件とする。

なお学位申請の可否審査と同時に、審査委員候補者を選出し、論文指導を担当することとしている。

提出された学位論文については、研究科委員会において、全員回覧のうえ、受理の可否が審査され、あわせて論文審査委員が選出される。審査委員は4名（主査1名、副査3名）となっており、主査は当該研究分野の教授（指導教授を除く）が担当する。

研究科委員会の議決に基づき、学位論文の受理を学長が決定した場合は、審査が研究科委員会に付託され、審査委員会を設置して、学位論文の審査、最終試験および学力の確認を行う。

審査委員は審査委員会において審査が完了した後に審査結果報告書を提出し、それにより研究科委員会で学位授与の可否について審議し、出席者全員で論文を回覧のうえ最終の確認を行う。議決にあたっては、研究科委員会構成員の4分の3以上の出席を必要とし、かつ出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

【修了要件】

博士課程に4年以上在学し、所定の授業科目について必修14単位（基盤研究科目4単位、課題研究10単位）及び選択科目16単位以上（医療薬学基盤科目10単位以上、医療薬学応用科目6単位以上）の合計30単位以上修得し、必要な研究指導を受け、学位論文の審査及び最終試験に合格することが修了要件である。

《点検・評価》

学位論文審査は、公開制の研究発表会のほか、審査委員には当該研究分野以外の教員も選任されるなど、厳格性と透明性が確保できる体制となっている。

なお、完成年次ではないが、平成25年度より、旧課程論文博士の審査委員のうち主査は当該研究指導教授以外の教員から選任することとしており、厳格性、公平性はもとより、幅広い角度から論文審査を行い、学位論文としての評価を行っている。

修了要件についても、研究テーマに応じた幅広い履修によるコースワークが求められており、広い視野に立って総合的な観点から研究・開発に取り組み、医療現場等において指導的な役割を担う人材養成の趣旨に沿うものとなっている。